

平成 30 年度

第 1 回 門真市都市計画審議会

議 案 書

日時 平成 30 年 11 月 22 日 (木) 午前 10 時

場所 門真市中町 1 番 1 号

門真市役所別館 3 階 第 3 会議室

平成 30 年度 第 1 回

門真市都市計画審議会 案件一覧表

議案 番号	案 件 名	決定権者	頁
1	東部大阪都市計画生産緑地地区の変更 について（付議）	門真市	1
2	東部大阪都市計画下水道の変更につい て（付議）	門真市	5
3	東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更 について（諮問）	大阪府	8
4	東部大阪都市計画道路の変更について （諮問）	大阪府	12



議 第 1 号
門 ま 都 第 532 号
平成 30 年 11 月 1 日

門真市都市計画審議会会長 様

門真市長 宮本 一孝



東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

標記の件について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり門真市都市計画審議会に付議します。

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更(門真市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
柳田-1	門真市柳田町 地内	-	廃止	3/6
岸和田-6	門真市東江端町 地内	約0.07ha	区域変更	6/6
岸和田-7	門真市東江端町 地内	-	廃止	6/6
三ツ島-19	門真市三ツ島5丁目 地内	-	廃止	6/6
小 計		約0.07ha		
浜町 他70地区		約17.10ha	変更なし	
合 計	72地区	約17.17ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

柳田－1の生産緑地地区において、公共施設等の用地に供された部分を廃止し、東部大阪都市計画生産緑地地区の区域変更をするものです。

また、岸和田－6の一部、岸和田－7及び三ツ島－19の生産緑地地区において、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者の死亡及び故障に伴う買い取りの申出がありましたが、庁内関係各課に買い取りの希望がなく、他の農業従事者への斡旋も不調に終わりましたので、岸和田－6を区域変更、岸和田－7及び三ツ島－19を廃止し、東部大阪都市計画生産緑地地区の区域変更をするものです。

計推第1661号
平成30年10月18日

門真市長様

大阪府知事



東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（回答）

平成30年10月18日付け門真都第534号で協議のあった標記について、

異議ありません。

大阪府都市整備部都市計画室計画推進課
都市施設計画グループ 松葉
TEL : 06-6941-9274 (直通)
FAX : 06-6944-6778



議 第 2 号
門 ま 都 第 532 号
平成 30 年 11 月 1 日

門真市都市計画審議会会長 様

門真市長 宮本 一孝



東部大阪都市計画下水道の変更について（付議）

標記の件について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり門真市都市計画審議会に付議します。

東部大阪都市計画下水道の変更（門真市決定）

○都市計画第一号下水道を廃止する。

○理 由

都市下水路西三荘集水区は昭和 43 年に、降雨時に本流域内の浸水被害が著しいため計画決定されたものであるが、下水路の計画を公共下水道の雨水計画と変更し、公共下水道として管理を行うため、都市計画第一号下水道を廃止するものです。

計推第 1628 号
平成 30 年 9 月 28 日

門 真 市 長 様

大 阪 府 知 事



東部大阪都市計画下水道の変更について（回答）

平成 30 年 9 月 25 日付け門ま都第 480 号で協議のあった標記について
異議ありません。

連絡先

大阪府都市整備部都市計画室計画推進課
都市施設計画グループ

TEL : 06-6944-9274

FAX : 06-6944-6778



議 第 3 号
門 ま 都 第 533 号
平成 30 年 11 月 1 日

門真市都市計画審議会会長 様

門真市長 宮本 一孝



東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更について(諮問)

標記の件について、審議会に諮問します。

東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画都市高速鉄道中、223-2号大阪モノレールを次のように変更する。

1. 線路部分

名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構造 形式	地表式の区間に おける幹線街路等 との交差の構造	
223-2	大阪 モノレール	門真市 向島町 地内	大阪市 鶴見区 安田二 丁目地 内	門真市 松生町 地内	約 5,080m	嵩上式		線路線数 2

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 主要施設

名 称			位 置	備 考
番 号	路線名	施設名		
223-2	大阪 モノレール	門真駅	門真市新橋町地内	約 1,900 m ²
		(仮称) 門真南駅	門真市三ツ島2丁目地内	約 2,600 m ²

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

大阪都心部から放射状に形成された既存鉄道を環状方向に結節し、広域的な鉄道ネットワークを形成することにより、交通利便性の向上及び沿線地域の活性化を図るため、本案のとおり、都市高速鉄道大阪モノレールを変更するものである。

計推第1587号

平成30年9月27日

門真市長様

大阪府知事



東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更について（照会）

標記について、次のとおり変更するので、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により貴市の意見を求めます。

担当：大阪府都市整備部都市計画室
計画推進課 都市施設計画G 菊井
TEL：06-6944-9274
FAX：06-6944-6778



議 第 4 号
門.ま.都.第.533.号
平成 30 年 11 月 1 日

門真市都市計画審議会会長 様

門真市長 宮本 一孝



東部大阪都市計画道路の変更について(諮問)

標記の件について、審議会に諮問します。

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画道路中、3・1・223-1号大阪中央環状線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考					
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造						
幹線街路	3・1・223-1	大阪中央環状線	門真市向島町地内	門真市大字葎島地内	門真市大字葎島地内	約 3,760m	地表式	8車線	60m	京阪本線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路方と立体交差 大阪枚方線と立体交差 京都市線と立体交差 大阪四日市線と立体交差 幹線街路柳線と立体交差 新橋と立体交差 幹線街路深野と立体交差 桑才と立体交差 幹線街路四日市線と立体交差 旧大市線と立体交差 幹線街路と平面交差2箇所						
												車線の数の内訳			6車線	約 590m
															8車線	約 1,680m
															10車線	約 1,490m
特殊街路	9・7・223-1	大阪モノレール専用道	門真市向島町地内	大阪市鶴見区安田二丁目地内	門真市松生町地内	約 5,080m	嵩上式	—	8m		都市モノレール専用道					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

都市高速鉄道大阪モノレールを導入するため、都市計画道路網を検討した結果、本案のとおり、3・1・223-1号大阪中央環状線及び9・7・223-1号大阪モノレール専用道の区域を変更するものである。

計推第1586号
平成30年9月27日

門真市長様

大阪府知事



東部大阪都市計画道路の変更について（照会）

標記について、次のとおり変更するので、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により貴市の意見を求めます。

担当：大阪府都市整備部都市計画室
計画推進課 都市施設計画G 菊井
TEL：06-6944-9274
FAX：06-6944-6778